

00572

(毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

條例

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県条例第五十四号

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する

条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域等に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表中

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県境警察署		
西伯郡境町		

名 称	位 置	管 轄 区 域
余子村	道村、外江町、渡村、上	西伯郡のうち境町、上
中浜村		

- ◆教委規則
- 公立学校の校地校舎等の取得処分等についての届出に関する手続細則
- 速度制限の解除

- 生活保護法による医療機関の指定
- 指定医療機関の名称変更

速度制限

を

00573

第2567号 2

名 称	位 置	管 辖 区 域
鳥取県境港警察署	西伯郡境港町	西伯郡のうち境港町

第三条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は公布の日から施行し昭和二十九年六月十一日から適用する。

告 示

宅地建物取引業者登録手数料条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県条例第五十五号

宅地建物取引業者登録手数料条例の一部を

改正する条例

宅地建物取引業者登録手数料条例（昭和二十七年十一月

鳥取県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二千五百円」を「一千五百円」に改める。

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

東郷町と鳥取県との公平委員会の事務の委託に

関する規約

鳥取県告示第五百六十号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七
条第四項の規定に基き東伯郡東郷町、泊村、羽谷町、北
条町、三朝町、閔金町、由良町、大誠村、栄村、灘手村、
東伯町、赤崎町、上中山村、下中山村及び岩美郡宇倍野
村、岩美町の公平委員会の事務を次の規約により鳥取県
に委託を受けた。

宅地建物取引業者登録手数料条例の一部を

改正する条例

宅地建物取引業者登録手数料条例（昭和二十七年十一月

鳥取県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二千五百円」を「一千五百円」に改める。

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

東郷町と鳥取県との公平委員会の事務の委託に

関する規約

00574

第2567号

3 昭和29年11月16日 火曜日 鳥取県公報

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一

号）第七条第四項の規定に基き東郷町（以下「甲」と
いいう。）は同法第八条第二項に規定する公平委員会の
事務を鳥取県（以下「乙」といいう。）に委託する。
(経費)

（経費）

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一
号）第七条第四項の規定に基き泊村（以下「甲」とい
う。）は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事
務を鳥取県（以下「乙」といいう。）に委託する。

（経費）

乙の前条の規定により委託を受けた事務（以下
「委託事務」といいう。）を処理する場合において要す
る経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担する
ものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもの外、委託事務の処理に
関し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。
1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一
月一日から適用する。

附 則

泊村と鳥取県との公平委員会の事務の委託に

羽合町と鳥取県との公平委員会の事務の委託
に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基き羽合町（以下「甲」という。）は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

北条町と鳥取県との公平委員会の事務の委託
に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基き北条町（以下「甲」という。）は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

三朝町と鳥取県との公平委員会の事務の委託
に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基き三朝町（以下「甲」という。）は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

閑金町と鳥取県との公平委員会の事務の委託
に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基き閑金町（以下「甲」という。）は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

由良町と鳥取県との公平委員会の事務の委託

に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基き由良町（以下「甲」という。）は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもの以外、委託事務に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

大誠村と鳥取県との公平委員会の事務の委託

に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基き大誠村（以下「甲」という。）は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもの以外、委託事務の処理に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

00578

第2567号

昭和29年11月16日 火曜日 鳥取県公報

第一条 栄村と鳥取県との公平委員会の事務の委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基き栄村（以下「甲」という。）は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもの外、委託事務の処理に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

00577

第2567号 6

昭和29年11月16日 火曜日 鳥取県公報

第一条 濱手村と鳥取県との公平委員会の事務の委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基き濱手村（以下「甲」という。）は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもの外、委託事務の処理に關し必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

東伯町と鳥取県との公平委員会の事務の委託
にに関する規約

赤崎町と鳥取県との公平委員会の事務の委託
にに関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き赤崎町(以下「甲」という。)は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する

(経費)

第三条 乙の前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもの外、委託事務の処理に必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き東伯町(以下「甲」という。)は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもの外、委託事務の処理に必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き上中山村(以下「甲」という。)は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるものの外、委託事務の処理に必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基き下中山村(以下「甲」という。)は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもの外、委託事務の処理に必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

宇倍野村と鳥取県との公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第七条第四項の規定に基き宇倍野村(以下「甲」という。)は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもの外、委託事務の処理に必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

岩美町と鳥取県との公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第七条第四項の規定に基き岩美町(以下「甲」という。)は同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙の前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は乙が支弁する。但しその費用は甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもの外、委託事務の処理に必要な事項は甲と乙とが協議して定める。

附 則

1 この規約は、公布の日から施行し昭和二十九年十一月一日から適用する。

鳥取県告示第五百六十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に、昭和二十九年十一月一日変更登録した。

登録番号	登録年月日	商号又は名称
鳥取県知事登録 (は)第三五二号	昭和二十九年九月十三日	日本海建設株式会社

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取市本町四丁目一四	(旧) 松田 善吉

(新) 木納藤 兵衛

木 武

鳥取県告示第五百六十二号

鳥取県中小企業等協同組合共同施設設置費等補助金交付要綱を次のように定める。

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武	鳥取県副知事 鈴 木 武
鳥取県副知事 鈴 木 武	鳥取県副知事 鈴 木 武

補助金交付要綱

(目的)

第一 この要綱は中小企業等協同組合法(昭和二十四年

法律第百八十一号)による事業協同組合連合会及び企業組合(以下「組合」と総称する。)の共同施設の設置並びに事業協同組合の組合員(以下「事業組合員」という。)の機械設備の近代化に必要な資金を補助することによつて、共同施設の設置及び機械設備の近代化の促進を図り、もつて組合及び事業組合員の経営の合理化を助長することを目的とする。

(補助の対象業種)

第二 補助を受ける資格のある者は次の業種に属する組合又は事業組合員とする。

一 共同施設の場合は輸出振興、民生安定その他經濟の再建に緊要な産業

二 近代化設備の場合は輸出産業

(補助の対象物件)

第三 補助の対象物件として適当と認められるものは次に掲げる施設とする。

一 共同施設の場合は原則として建物、機械、器具又は装置（事務所、什器、備品、消耗品等を除く。）

二 近代化設備の場合は、原則として近代化機械器具又は装置（什器、備品、消耗品等を除く。）

(補助金の受領者)

第四 補助金の受領者は次に掲げる者とする。

一 共同施設の場合は組合とする。

二 近代化設備の場合は所属組合の推薦を受けた事業組合員とする。

(対象施設費に対する補助率)

第五 補助対象施設に対する補助率は次に定めるところによるものとする。

- 共同施設の場合は補助対象物件の価格の二分の一以内とする。
- 近代化設備の場合は補助対象物件の価格の三分の一以内とする。

(補助金の返還)

第六 補助金は補助金を交付した県の会計年度（以下「会計年度」という。）の翌会計年度から四年間に均等年賦、半年賦又は月賦をもつてその全額を返還しなければならない。但し次に該当する場合には、返還期限未到来のものにつきその未到来の返還金に相当する額は返還義務を免除することができる。

一 天災地変その他不可抗力により補助対象物件が滅失し又は効用を喪失する程度にき損したため補助金の最終受領者が甚大な損害を受けたとき。

二 補助金の受領者及び連帶保証人の住所又は居所がともに不明となつたため公示送達をし、且つ公示送达の日から一年を経過したとき。

(延納等)

第七 補助返還金のうち補助金の受領者及び連帶保証人の資力の状況により第六に定める方法によつて返還金を納付することが著しく困難であるものについては、県の収納上有利であると認られる場合に限り三年を超えない範囲内においてその納付期限を延期し又は適宜分割して納付させることができること。

(金利等)

第八 補助金に対する金利等は徵收しない。

(保証人)

第九 補助金の受領者は、法人の場合は役員全員、個人の場合は二名以上の連帶保証人を立てなければならぬ。

(損害保険)

第十 補助対象物件には損害保険をつけなければならぬ。

(県及び国の監督権)

第十一 補助を受けようとする者が補助対象物件に関する計画を変更しようとするとき又は補助を受けた者が

補助対象物件をその目的に使用せず若しくは譲渡し又は当該物件につき重大な変更を加える等既定計画を変更しようとするときはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 補助金の受領者はその経理経営及び補助対象物件について県並びに国の調査を受け若しくはその指示に従うものとする。

(一時返還)

第十二 次に該当する場合には補助金の受領者に対してその補助金の全部又は一部の一時返還を命ずることができる。

- 補助金をその目的に使用しなかつたとき。
- 補助返還金の支払を怠つたとき
- その他補助の条件に違反したとき。

(補助申請)

第十三 補助を受けようとする者は次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

一 共同施設の場合には共同施設設置計画書を添付した

共同施設設置費補助金交付申請書。

二 近代化設備の場合は機械設備近代化計画書を添付

した機械設備近代化補助金交付申請書

(補助金の交付)

第十四 知事は補助金交付申請書を審査し補助することを決定したときは、補助対象物件毎の補助額を内定し

補助を受けようとする者に対してもこれを通知するものとする。

2 補助額が決定したときは知事は補助金の交付指令を発し、補助金を受けようとする者は別に定める講書を知事に提出するものとする。

3 補助金は次の場合に交付する。但し特別の事情がある場合はこの限りでない。

イ 共同施設の場合は補助対象施設を二分の一以上設置し且つ補助対象物件につき現金又は預金をもつて査定価額の二分の一以上支出したとき。

ロ 近代化設備の場合は補助対象施設を三分の二以上設置し且つ補助対象物件につき現金又は預金を

もつて査定価額の三分の一以上支出したとき。

(補助の打切)

第十五 補助金の交付の指令を受けた者が当該指令の日から七十五日以内に第十四の3に定める施設を設置せず且つそれに定める額を支出しないときは、当該補助金はこれを辞退したものとみなす。

(報告)

第十六 補助金の受領者は次に掲げる事項について知事に報告しなければならない。

一 事業年度ごとの事業報告、財務諸表及び補助対象物件の運営状況。

二 補助対象物件及び補助を受けた者の経営につき重大な事故が発生したときは当該事故の概要。

三 この要綱によつて生ずる補助金受領者の義務は、補助金の返還義務が消滅したときに消滅するものとする。

(義務の消滅)

第十七 この要綱によつて生ずる補助金受領者の義務は、補助金の返還義務が消滅したときに消滅するものとする。

(運用)

第十八 この要綱に定めるもののほかその運用に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

鳥取県告示第五百六十三号
建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十四条第三項の

規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号 登録年月日 名 称 所 在 地 申請者氏名 登録まつ消年月日
鳥取県知事登録 昭和二十七年 有限会社昭和建設 米子市角盤町四丁目五一 朴 一郎 昭和二十九年
(ろ)第六二号 十月十日
ク 第七三号 ハ 上山工務店 東伯郡泊村大字字谷 前 高義 //

鳥取県告示第五百六十四号

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十四条の規定による廢業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

登録番号 登録年月日 名 称 所 在 地 申請者氏名 登録まつ消年月日
鳥取県知事登録 昭和二十七年 沢田建設有限会社 東伯郡成美村大字出上 沢田 德一 昭和二十九年
(ろ)第二二十四号 十月十六日
十月十五日

00585

昭和29年11月16日 火曜日 鳥取県公報 第2567号 14

00586

第2567号

15 昭和29年11月16日 火曜日 鳥取県公報 第2567号

の学校及び各種学校の校地、校舎、運動場、その他直接保育又は教育の用に供する土地建物（以下「校地、校舎」という。）に関する権利を取得しもしくは処分し又は用途の変更、改築等によりこれらの土地建物の現状に重要な変更を加えること（以下「取得処分等」という。）についての同法施行規則第五条に基く届出はこの細則の定めるところによる。

第二条 校地、校舎のうち土地に関するものとは左の各号に掲げるものをいう。

- 一 校舎敷地
- 二 屋外運動場
- 三 寄宿舎敷地
- 四 研究所（実験、実習所を含む。）
- 五 農場、演習場、植物園、実習場

2 校地、校舎のうち建物（建築基準法第二条第一号に規定する建築物及び規模の大きい工作物をいい、物置で三十平方メートル以下のものは除く。以下同じ。）に関するものは左の各号に掲げるものとする。

- 一 校舎（屋内運動場を含む。）
- 二 寄宿舎
- 三 研究所（実験、実習所を含む。）
- 四 屋外体育施設
- 五 増設（既設の敷地に接して設ける場合をいう。）
- 三 減失
- 四 用途変更（第二条第一項の各号にわたる用途の変更をいう。）

2 前条第二項に規定する建物に関する取得処分等とは左の各号に掲げるものをいう。

- 一 新増築
- 二 改築
- 三 買收（贈与を含む。）
- 四 借用
- 五 移転

鳥取県告示第五百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定する。

名 称	診療科目及び代表者	所 在 地
八郷村国民健康保険直営診療所	内、小兒科 久保田 洋三	日野郡八郷村大字番原六五七
仲歯科医院	歯科 仲洋典	倉吉市上井町三一七ノ一

鳥取県告示第五百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による指定医療機関中次のように名称の変更の届出があつた。

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

旧 名	新 名	武
二部村国民健康保険直営診療所	溝口町国民健康保険一部直営診療所	
日光村々	日光直営診療所	

教育委員規則

公立学校の校地校舎等の取得処分等についての届出に関する手続細則をここに公布する。

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県教育委員会委員長	荻原治郎
-------------	------

鳥取県教育委員会規則第十号

公立学校の校地校舎等の取得処分等についての届出に関する手續細則

第一条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十六条第二号の規定により公立の大学以外

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木武	所 在 地
------------	-------

六 用途変更（第二条第一項の各号にわたる用途の変更をさう。）

七 除却（取りこわし、権利の処分等を含む。）

第四条 学校教育法施行規則第五条に規定する届出書は

別記第一号様式による。

2 土地に関する届出に要する図面は左の各号に掲げるものとする。

一 附近見取図 縮尺任意

二 測量図 "

3 建物に関する届出に要する図面は左の各号に掲げるものとする。

一 附近見取図 縮尺任意

二 配置図 "

三 各階平面図 百分の一乃至二百分の一

四 各立面図

五 構造図 二十分の一乃至五十分の一

六 断面詳細図 "

七 学級編成表（別記第一号様式）

第五条 届出は取得処分等の少くとも一週間前までにしなければならない。

但し三十日間以上の工事期間を伴うものについてはその工事着手の一週間前までとする。

第六条 前条但し書き該当するものや工事の実施に当つて届出当時の計画に変更を生じた場合はその都度第四条の規定に準する書類及び図面をそえて変更届をなすものとする。但し軽微な変更についてはこの限りでない。

第七条 校地、校舎等の取得処分等が完了したときはすみやかにその旨を文書をもつて県教育委員会に報告するものとする。

この規則は、公布の日から施行し十一月一日より適用する。

80°

附 則

別紙第1号様式

公立学校校地、校舎等の取得処分等についての届出書

年 月 日

届出者氏名印

学 校 名

所 在 地

1、現在保有坪数

学校教育法施行令第26条第2号により下記のとおりお届けします。

		校舍敷地	屋外運動場	寄宿舎敷地	研究所敷地	農場、植物園、演習場	計
(1)	用途	坪	坪	坪	坪	坪	坪
土地面積							
建物延面積	校舍	寄宿舎	研究室	その他	計		

2 届出事由

種別	用途	面積(坪)	収容力(人)	予定期	土地費	建築費	備考

00591

第2567号 20

昭和29年11月16日 火曜日 鳥取県公報

実施所在地 _____ 都道 _____ 郡 _____ 市 _____ 町 _____ 村 _____ 番地
府県

実施理由

3 費源種別

自己負担	国庫補助	借入金、起債	寄附	その他	計

4 担当建築士

設計	建築士登録番号	氏名	勤務先
工事監督	級建築士第 号		

◎ 記入注意

- 1、種別の欄は第3条の分類に従つて記入する。
- 2 用途の欄は第2条の分類に従つて記入する。

00592

第2567号

昭和29年11月16日 火曜日 鳥取県公報

別紙第2号様式

学級編成表

学年 学級数 生徒数 摘要

昭和二十九年十一月十六日
鳥取県公安委員会委員長 秋久動

1 速度制限の区間

1 立川五丁目踏切より今町一丁目十字路に至る国道

11' 五〇〇米の間

2 雲山面影小学校入口より山崎三叉路に至る八〇〇米の間

3 叶茶屋入口より同水源地入口に至る六五〇米の間

4 鳥取駅より県庁に至る若桜街道一、七〇〇米の間

5 県庁前より湯所橋に至る一、一一〇〇米の間

11 最高速度
毎時 一一〇キロメートル

鳥取県公安委員会告示第六号

道路交通取締法第六条及び第十条の規定により次のとおり速度制限する。

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県公安委員会告示第五号
昭和二十九年三月十日鳥取市公安委員会告示第四号をも
つて行つてゐる次の速度制限を解除する。

鳥取県公安委員長 秋久動

一 制限の場所

1 国道二十九号線鳥取市立川五丁目踏切より同市今町一丁目十字路に至る二、五〇〇メートルの間

2 国道二十九号線鳥取市雲山面影小学校入口より同市山崎三叉路に至る八〇〇メートルの間

3 二級国道岡山島取線鳥取市叶茶屋入口より同地内水源地入口に至る六五〇メートルの間

4 国道二十九号線岩美郡津の井村農業協同組合倉庫前より同地内海藏寺地内広岡道と国道二十九号線の分岐点に至る四五〇メートルの間

5 二級国道九号線東伯郡羽合町大字田後七一三の一番地地先から同地内八六〇の二番地地先まで三五四メートルの間

6 県道長瀬倉吉線東伯郡羽合町大字田後三四〇の一一番地地先から同地内五九三の七番地地先まで三四七メートルの間

7 県道長瀬倉吉線倉吉市海田一〇六番地地先から同地内八一一番地地先まで四三〇メートルの間

道路交通取締法第六条及び第十条の規定により次のとおり速度制限をする。

昭和二十九年十一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 制限の場所

1 一級国道九号線東伯郡羽合町大字田後七一三の一

番地地先から同地内八六〇の二番地地先まで三五四メートルの間

2 県道長瀬倉吉線東伯郡羽合町大字田後三四〇の一一番地地先から同地内五九三の七番地地先まで三四七メートルの間

3 県道長瀬倉吉線倉吉市海田一〇六番地地先から同地内八一一番地地先まで四三〇メートルの間

1 1より3までについては最高速度毎時三〇キロメートル

2 4については最高速度毎時二五キロメートル

備考 解除並び制限理由は主として鳥取市内の舗装道路完成に伴い、從来の遵守し得なかつた低速度の引揚げを図つたものである。

2 最高速度 每時 二十五キロメートル

3 最高速度 每時 二十五キロメートル

昭和29年11月16日 火曜日 鳥取県公報 第2567号 22

発行日 火、金
行 者 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取
印 刷 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取
鳥 取 縣 印 刷 所